

指定工場等による年次検査等業務フローの一部 修正（その２）について

指定工場等による年次検査等業務フローにつきましては、当会ホームページ（令和８年７月１４日及び８月１８日付）にてお知らせしたところです。

今般、下記の該当箇所について、明確化のため記載内容を修正するとともに、当該フロー内の参考１から３について、添付が漏れておりましたので、当該フローに係る資料一式（別添１、２及び参考１から３）を改めてお知らせします。

記

■修正箇所

ライドシェア車両において「年次点検」を行った場合の「中間点検」の取扱いについて、誤解釈の防止として注釈内容を明確にいたしました。

別添１ ライドシェア車両の年次検査業務フロー

【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

中段の「点検基準 別表３（事業用・１２か月）に沿って「年次点検」を行う」の注釈内容

修正前：※「中間点検（３か月ごと）」の実施は不要

修正後：※「年次点検」を行った場合、同タイミングの「中間点検（３か月ごと）」の実施は不要

【自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検す

る場合】

中段の「点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う」の注釈内容

修正前：※「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

修正後：※「年次点検」を行った場合、同タイミングの「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

【ライドシェア車両が「点検整備」で入庫した場合】

中段の「年次点検」部分の「点検基準別表 3（事業用・12か月）に沿って点検整備を実施」の注釈内容

修正前：※「年次点検」を実施した場合、中間点検は不要

修正後：※「年次点検」を行った場合、同タイミングの「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

■参考資料

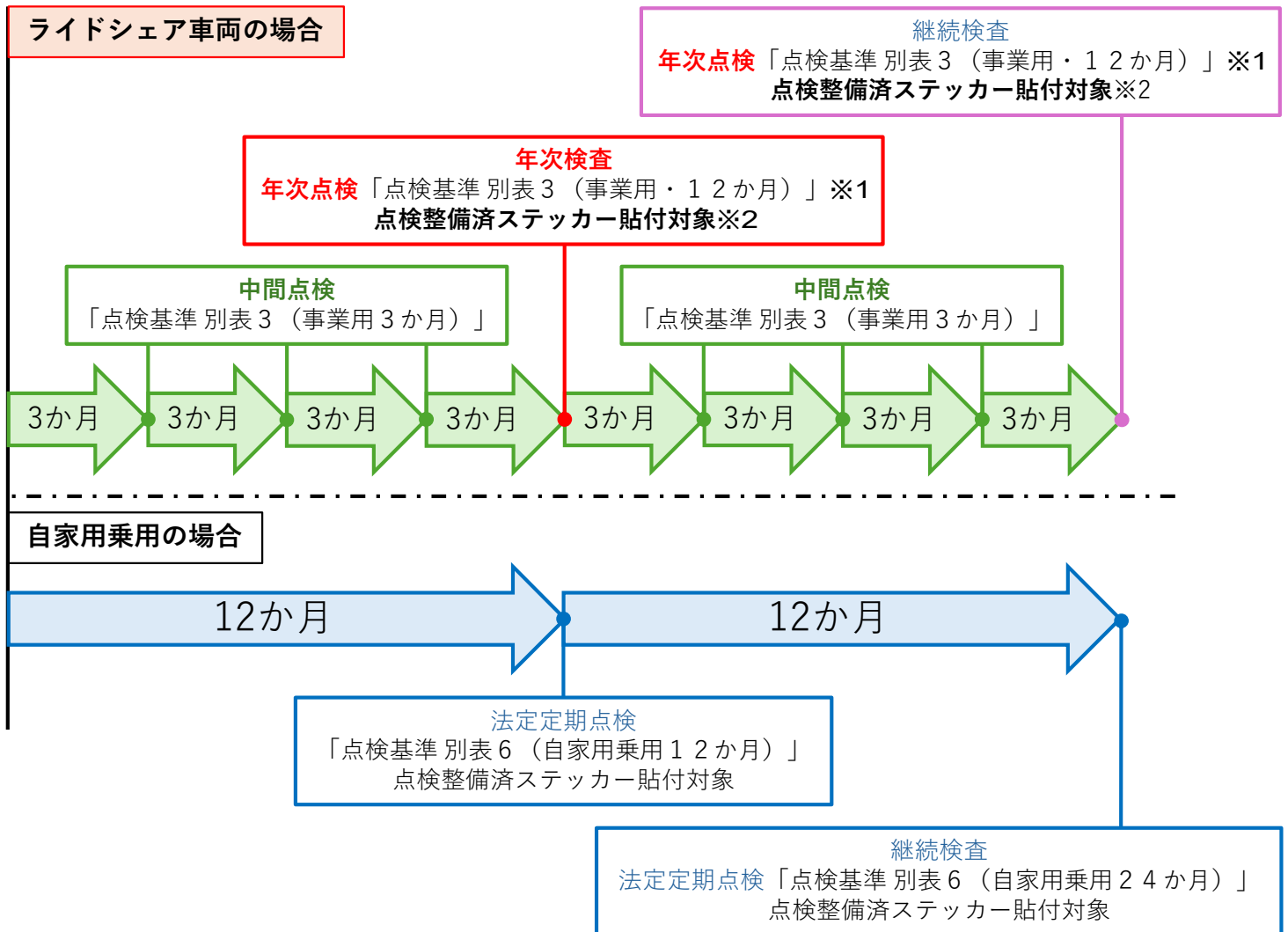
参考 1 （様式）年次検査合格証

参考 2 （様式）年次検査受検申出書

参考 3 自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

【ライドシェア車両の年次検査・点検時期のイメージ】

青 枠 : 車両法
 赤字・赤枠 : 運送法関連通達規定（年次）
 緑字・緑枠 : 通達規定（中間）
 紫 枠 : 車両法（青字）及び運送法関連通達規定（赤字）が混在



ライドシェア車両の「中間点検（3か月ごと別表3）」及び「年次点検（12か月ごと別表3）」は運送法関連通達によりタクシー事業者に求められており、車両法としては自家用乗用車の場合、1年点検・2年点検（別表6）の実施が求められているため、双方を満たしている必要がある。

なお、年次点検（12か月ごと別表3）を行った場合、1年点検・2年点検（別表6）との点検項目の差分については車両法の観点からは追加の任意点検となる。
 この観点から、以下の取扱いとなる。

※1.年次点検を行った際の点検整備記録簿の記載について

車両法上の別表6の点検項目として設定されている「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「液漏れ」については、運送法関連通達上の別表3の点検項目には項目としての設定が無いため、別表3の点検整備記録簿の備考欄等に当該点検の結果を追加記載し、点検結果を示す必要がある。（追加記載することによって車両法上の点検項目を補完）

なお、定期点検整備の手引きでは、別表3の点検項目として設定されている「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「機能、摩耗及び損傷」の点検の実施方法には「液漏れ」の点検も含まれているため、点検の内容自体は元々包含されている。

※2.中間点検・年次点検を行った際の点検整備済ステッカーの貼付について

「中間点検（3か月ごと別表3）」は貼付対象外、「年次点検（12か月ごと別表3）」は貼付対象（別表6の点検内容を包含しているため）となる。

【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う
※「年次点検」を行った場合、同タイミングの「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿（※1）、指定整備記録簿（※2）、**年次検査合格証**（※3）を交付

※1.別表 3 の内容で点検整備を行った旨を記載

「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の
「液漏れ」の点検結果を備考欄等に追加記載

※2.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「**年次検査**」である旨を記載

※3.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考 1 参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを 2 年間保管する
※年次検査合格証の控えの保管については任意

【自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場にライドシェア車両が入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場にライドシェア車両が入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って「年次点検」を行う
※「年次点検」を行った場合、同タイミングの「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

自動車技術総合機構・軽自動車検査協会の検査場に
車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 小型自動車：1,500円、小型自動車以外：1,600円、
検査対象軽自動車：2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2参照）

【年次検査合格の場合】

自動車技術総合機構もしくは軽自動車検査協会より **書面によって通知** される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車

※点検整備記録簿には別表3の内容で点検整備を行った旨を記載
「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の
「液漏れ」の点検結果を備考欄等に追加記載

【ライドシェア車両が「点検整備」で入庫した場合】

ライドシェア車両が入庫

提示された書面等により「**中間点検**」「**年次点検**」「**開始前点検**」のいずれかの依頼を確認

「**中間点検**」

- ・点検基準別表3（事業用・3か月）に沿って点検整備を実施
- ※直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、＜参考3＞の内容で点検を行うことができる

「**年次点検**」

- ・点検基準別表3（事業用・12か月）に沿って点検整備を実施
- ※「年次点検」を行った場合、同タイミングの「中間点検（3か月ごと）」の実施は不要

「**開始前点検**」

- ・点検基準別表3（事業用・3か月）に沿って点検整備を実施
- ※自家用自動車を自家用車活用事業の用に供する前3月以内に点検基準別表第6による定期点検（自家用乗用）を行った場合は、開始前点検は不要

点検整備記録簿を交付する

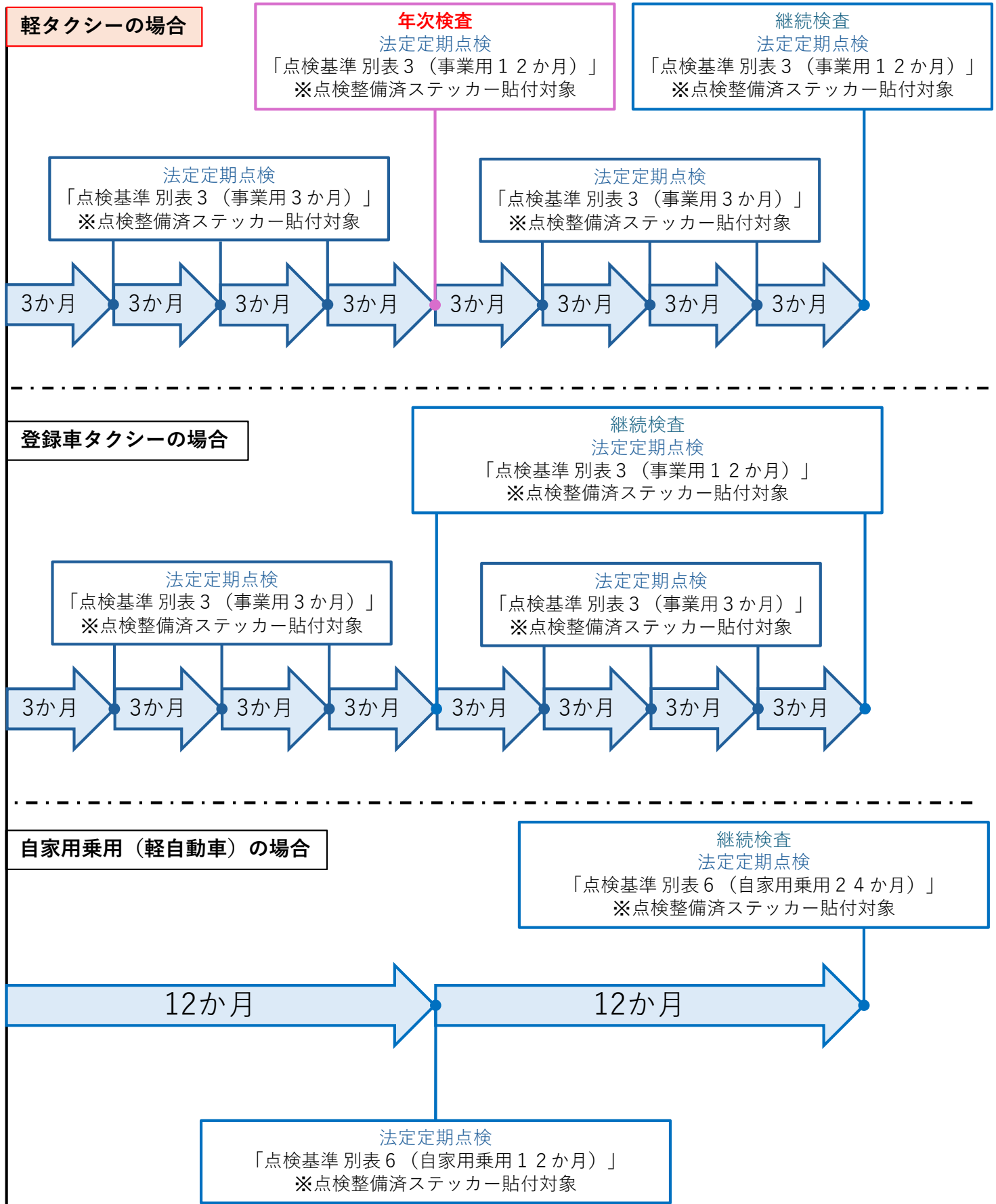
- ※点検整備記録簿には別表3の内容で点検整備を行った旨を記載
- 年次点検を実施した場合は「マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ」の「液漏れ」の点検結果を備考欄等に追加記載

【軽タクシーの年次検査・法定点検時期のイメージ】

青字・青枠：車両法

赤字：運送法関連通達規定（年次）

紫枠：車両法（青字）及び通達規定（赤字）が混在



【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿、指定整備記録簿（※1）、**年次検査合格証**（※2）を交付

※1.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「年次検査」である旨を記載

※2.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考1参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを2年間保管する
※年次検査合格証の控えの保管については任意

【軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場に軽タクシーが入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場に軽タクシーが入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

軽自動車検査協会の検査場に車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2 参照）

【年次検査合格の場合】

軽自動車検査協会より書面によって通知される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車

別紙様式 年次検査合格証

年次検査合格証	
年 月 日交付	
指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	
次の自動車が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。	
年次検査の年月日 年 月 日	
自動車検査員の氏名	
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	

様式1（年次検査受検申出書）

年次検査専用

受検日 年 月 日

独立行政法人自動車技術総合機構 理事長殿

年次検査受検申出書

下記の車両について「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号）」に定められた年次検査の受検を申し出ます。

記

【 車 両 情 報 】

登 録 番 号 :

車 台 番 号 :

【 受 検 者 情 報 】

法人タクシー事業者名 :

法人タクシー事業者住所 :

受 検 者 氏 名 :

受 検 者 連 絡 先 :

予約確認欄

年次検査手数料用審査証紙貼付箇所 普通車1,600円、小型車1,500円

様式 1（年次検査受検申出書）

年次検査専用		受検日 年 月 日	
軽自動車検査協会 理事長殿			
年次検査受検申出書			
下記の車両について			
☐ 自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日国自整第283号） ☐ 一般乗用旅客自動車運送事業における軽自動車の車両整備管理について（令和8年6月1日国自整第49号）			
※いずれかに✓を入れること			
に定められた年次検査の受検を申し出ます。			
記			
【車両情報】			
車 両 番 号 :			
車 台 番 号 :			
【受検者情報】			
法人タクシー事業者名 :			
法人タクシー事業者住所 :			
受 検 者 氏 名 :			
受 検 者 連 絡 先 :			
		予約確認欄	
年次検査手数料印影表示箇所			

事 務 連 絡
令和8年1月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局
自動車整備課長

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」における
中間点検の取扱いについて

「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」(令和6年3月29日付け、国自整第283号。以下「通達」という。)1.(1)②中間点検(3か月ごとに行う基本的な点検)については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)別表第3の「3か月ごと項目」に則り実施することに加え、通達1.(2)に基づき、「直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車については、次回の中間点検について、別添の点検項目とすることができる」こととしている。(以下「簡略化された中間点検」という。)

今般、自家用車活用事業を行う事業者から簡略化された中間点検の取扱いについて明確化すべきとの指摘がなされているため、下記のとおり解釈を明確化することとする。なお、当該解釈の周知用の資料を別紙のとおり作成したので適宜活用されたい。

記

1. 簡略化された中間点検の実施については、法人タクシー事業者の指示の下、自家用車活用事業における自家用車の使用者が自ら実施して差し支えない。なお、法人タクシー事業者は、当該自家用車の構造、当該使用者の点検整備に係る技能、作業環境等により点検が難しい場合は、特定整備事業者に行わせる等により、中間点検が適切に実施されるよう措置すること。
2. 通達別添の「点検箇所」、「点検項目」に係る一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例は別添のとおりとする。

別添：自家用車活用事業における自家用車の簡略化された中間点検項目及び実施方法の例

点検箇所		点検項目	点検の実施方法の例
かじ取り装置	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	○定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 ○ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
制動装置	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	○乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。 ○ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。
	リザーバ・タンク	液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MIN など)にあるかを点検します。 ○リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
走行装置	ホイール	(※1)タイヤの状態	○リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 ・タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスベア・タイヤについても点検します。 ・タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。

			○タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○ホイール・ナット、ホイール・ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検します。
緩衝装置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	○リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検します。
	エア・サスペンション	エア漏れ	○エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検します。
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	○クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検します。 ○レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式レリーズ・シリンダの場合は点検は不要です。) ○アイドルリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを

			踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		作用	○アイドル状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検します。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します。 ○クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検します。
		液量	○リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
	トランスミッション及びトランスファ	(※1)油漏れ及び油量	(油漏れの点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部から油漏れがないかを目視などにより点検します。 <A/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からの油漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 (油量の点検) <M/T車> ○リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。(油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。) <A/T車> ○水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレ

			ーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージにより油量を点検します。 (トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。) ○レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。
	デファレンシャル	(※1)油漏れ及び油量	○リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺から油漏れがないかを目視などにより点検します。 ○リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどして油量を点検します。 (油漏れがなければ、油量は正常と判断して、この点検を省略できます。)
電気装置	点火装置	(※1)(※2)点火プラグの状態	○点火プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を行います。 ・電極に汚れ、損傷及び摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検します。 ・中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検します。
原動機	本体	低速及び加速の状態	○エンジンを暖機させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検します。 また、回転計を用いて点検する場合は、アイドル時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、

			ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		排気の色	<ガソリン車、LPG 車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します。 <ディーゼル車> ○エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。
	潤滑装置	油漏れ	○リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を行います。 ・シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどから油漏れがないか。 ・オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
	冷却装置	ファン・ベルトの緩み及び損傷	○定められたブリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。 ○ベルトの全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検します。
高圧ガスを燃料とする燃料装置等		導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、次の点検を行います。 ・ペーパーライザ、導管及び継手部に石けん水を塗るなどの方法により、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ・導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
		(※3)ガス容器及びガス容器付属品の損傷	○リフト・アップなどの状態で、容器カバーを外し、目視などにより、次の点検を行います。 ・容器の一部又は全部に膨張又は変形を生じていないか。 ・容器表面に変色又は局所的な損傷がな

		いか。 ・継目なし容器の場合は、凹みなどの衝撃を受けた痕跡がないか。 ・複合容器の場合は、樹脂層表面の割れ又は繊維の破断がないか。 ・ネックリングがある容器の場合は、保護キャップ及びセミコンテナケースに屈曲又は歪みなどの変形がないか。
車枠及び車体	緩み及び損傷	○リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検します。 ○ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検します。

①(※1)印の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が3月あたり2千キロメートル以下の自動車については前回の当該点検を行うべきとされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

②(※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③(※3)印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

④本表は、一般的な自動車について標準的な点検の実施方法の例を定めたものであり、自動車メーカー等のユーザーマニュアル等も参照しつつ、自家用車活用事業の用に供される自家用自動車に応じて点検の実施方法の例に掲げる以外の方法での点検を妨げるものではない。

⑤自家用車活用事業の用に供される自家用自動車が本表の点検箇所を備えていない場合にあつては、当該点検箇所の点検を省略することができる。

日本版ライドシェアの中間点検※は ドライバー自身でも可能です！

※簡略化された中間点検の場合



国土交通省通達「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について（令和6年3月29日付け国自整第283号）」に基づき、所定の要件を満たした場合の簡略化された中間点検（簡略化点検）は、ドライバー（使用者）による点検も可能です。

（所定の要件）

直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月あたり15日未満又は40時間未満である自家用自動車

Q1：ドライバーでの簡略化点検実施にあたり注意点はありますか？

ライドシェア事業者は自家用自動車の点検整備の実施に責任を負うことからドライバーに対して簡略化点検の実施にあたり適切な指示を行うとともに、点検が適切に行われていることを確認できる記録をドライバーから入手する必要があります。

Q2：必ずドライバーが実施しなければいけませんか？

必ずしもドライバーの方が実施する必要はございません。ドライバーが点検の知識や工具が無いなど不安な場合は無理にドライバーに簡略化点検を実施せず、整備工場等に依頼することをお勧めします。

Q3：特殊な構造の自動車ですが自身による中間点検は可能ですか？

特殊であろうと制限はございませんが、不安な場合は知見のある整備工場等に依頼することをお勧めいたします。